



小野寺 菜美さん  
(迫町光ヶ丘東・34歳)  
あすなろ錦児童館

優良勤労表彰を受賞

宮城県手をつなぐ育成会は、知的障がい者の自立と社会参加の促進を目的に優良で勤労な知的障がい者を表彰しています。

2006年4月に入社し、勤続年数16年。児童館の子どもたちのおやつ調理を担当しています。職場では、仕事が丁寧で、面倒見がいい優しい性格です。子どもたちや保護者ともコミュニケーションを怠らず、仕事に一生懸命向き合う小野寺さん。食を通して子どもたちの成長を見守っていきたくて」と調理に励んでいます。

01

国民健康保険税  
後期高齢者医療保険料を改定

国民健康保険税の改正について

国民健康保険制度は、病气やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度です。社会保険など他の医療保険加入者や生活保護受給者以外の全ての人が加入しています。

【表1】のとおりです。なお、減額申請は不要です。

課税限度額の引き上げ

国民健康保険税における医療保険分および後期高齢者支援金分に係る限度額を、【表2】のとおり改正します。

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険税係)  
☎0220(22)2163

後期高齢者医療保険料の改正について

後期高齢者医療保険料の計算方法は、県内一律で2年ごとに見直されます。令和4年度は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて計算される「所得割率」および年間保険料額の限度額が【表3】のとおり改正されました。

軽減制度の対象が拡大

子育て世帯の負担軽減を図るため、小学校入学前の未就学児に係る均等割額を5割減額します。また、前年の所得状況により法定軽減(2割、5割、7割)に該当している場合は、軽減後の負担分について5割減額します。金額などは

後期高齢者医療保険料の計算方法は、県内一律で2年ごとに見直されます。令和4年度は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて計算される「所得割率」および年間保険料額の限度額が【表3】のとおり改正されました。

【問い合わせ】  
▼総務部税務課(国民健康保険税係)  
☎0220(22)2163  
▼宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎022(266)1021

【表1】軽減適用後の未就学児の均等割額(医療保険分+後期高齢者支援金分=27,000円)

法定軽減	均等割額		未就学児の均等割額軽減の考え方
	令和3年度	令和4年度～	
軽減なし世帯	27,000円	13,500円	5割減額
2割軽減世帯	21,600円	10,800円	2割軽減後の8割負担を5割減額(6割軽減)
5割軽減世帯	13,500円	6,750円	5割軽減後の5割負担を5割減額(7.5割軽減)
7割軽減世帯	8,100円	4,050円	7割軽減後の3割負担を5割減額(8.5割軽減)

【表2】令和4年度国民健康保険税率

1世帯の保険税		=	①医療保険分	+	②後期高齢者支援金分	+	③介護保険分(40~65歳未満)
所得割額	世帯の被保険者の所得-43万円×		6.20%		2.20%		2.00%
均等割額	被保険者の人数×		20,000円		7,000円		8,000円
平等割額	1世帯につき		15,000円		5,000円		6,200円
			※①医療分と②後期分は国保加入者全員 ※③介護分は40歳以上65歳未満の人に加算		限度額:20万円 (改正前:19万円)		限度額:17万円 (変更なし)
			限度額:65万円 (改正前:63万円)				

【表3】後期高齢者医療保険料改正表

区分	令和2・3年度	令和4・5年度	変更額・率
均等割額(1人当たり)	42,240円	44,640円	+2,400円
所得割率	基礎控除(43万円)後の総所得×7.97%	基礎控除(43万円)後の総所得×8.62%	+0.65%
年間保険料限度額	64万円	66万円	+2万円

02

法務大臣から  
人権擁護委員に委嘱

乾和子さん(迫町)、大浪静江さん(米山町)が7月1日付で、法務大臣から人権擁護委員の委嘱(再任)を受けました。人権擁護委員は、人権に関する相談を受けたり、学校で人権教室を開いたりするなど、命の大切さや思いやりの心についての理解を深めてもらうための活動をしています。これは人権問題ではないかと感じたら、ひとりで悩まずにご相談ください。相談は

無料で、秘密は固く守られます。

【相談電話】月～金曜日午前8時30分～午後5時15分  
▼みんなの人権110番  
☎0570(003)110  
▼女性の人権ホットライン  
☎0570(070)810  
▼子どもの人権110番  
☎0120(007)110  
【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)  
☎0220(58)2118

2006年4月に入社し、勤続年数16年。児童館の子どもたちのおやつ調理を担当しています。職場では、仕事が丁寧で、面倒見がいい優しい性格です。子どもたちや保護者ともコミュニケーションを怠らず、仕事に一生懸命向き合う小野寺さん。食を通して子どもたちの成長を見守っていきたくて」と調理に励んでいます。

【表1】のとおりです。なお、減額申請は不要です。

課税限度額の引き上げ

国民健康保険税における医療保険分および後期高齢者支援金分に係る限度額を、【表2】のとおり改正します。

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険税係)  
☎0220(22)2163  
▼宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎022(266)1021

03

子育て世帯、非課税世帯などへの  
特別給付金を支給します

市は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることから、子育て世帯、非課税世帯などに対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給します。受給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合があります。

- 子育て世帯生活支援特別給付金
  - 【支給対象者】①児童扶養手当受給者など(ひとり親世帯) ②①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯(ひとり親世帯以外)
  - ※対象児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。障害児の場合は20歳未満
  - ※詳細は、市公式ホームページを確認ください
  - 【支給額】児童1人当たり一律5万円
  - ※ひとり親世帯分とひとり親世帯以外分は、重複しての給付は受けられません
  - ※児童扶養手当などの4月分受給者には支給済みです
  - 【申請方法】子育て支援課または総合支所窓口にて必要事項を記入の上、必要書類を添付し、総合支所窓口へ提出してください
  - ※添付書類は市公式ホームページを確認ください
  - 【申請期限】令和5年2月28日(火)
  - ※2月中に支給要件に該当した人は3月15日(水)
  - 【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(児童福祉係) ☎0220(58)5562

- 住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金
  - 【支給対象世帯】①住民税非課税世帯=基準日(6月1日)において世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯(課税されている人の扶養親族からなる世帯は除く) ②家計急変世帯=新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
  - ※既に本給付金の支給を受けたことがある世帯などは、支給対象外
  - 【支給額】1世帯当たり10万円
  - 【申請方法】住民税非課税世帯は、支給対象世帯の世帯宛宛てに確認書を郵送しています。令和3年12月11日以降に市内に転入した人がいる住民税非課税世帯および家計急変世帯は、生活福祉課または総合支所窓口にて必要事項を記入の上、必要書類を添付して郵送するか総合支所窓口へ提出してください
  - 【申請期限】9月30日(金)
  - 【問い合わせ】市臨時特別給付金専用電話 ☎0120(100)430 福祉事務所生活福祉課(福祉総務係) ☎0220(58)5552



市公式ホームページ(子育て世帯生活支援特別給付金)



市公式ホームページ(住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金)